

4-7 滋賀県湖南市

発達支援室を中心に、就学前から学齢、就労まで 一貫した支援「湖南市発達支援システム」

人口：56,076人	出生数：540人
保育所数：11（公立8 私立3）	幼稚園数：6（公立3 私立3）
小学校数：9	中学校数：4

1. 統括・調整機能

湖南市発達支援システムによる、生涯にわたる一貫した支援の実施

教育・福祉・保健・就労・医療の関係機関の横の連携によるサービスと、個別指導計画と個別移行計画による縦の連携によるサービスを提供するシステムを立ち上げている。

(1)発達支援室(支援システムの司令塔)

行政における保健・福祉・教育・就労の統括調整機関として健康福祉部内に設置、統括・調整だけではなく、専門的な発達支援も担う。

(2)組織

発達支援室には室長（特殊教育の専門家）と保健師（母子・精神保健担当）が配属され、乳幼児健診・障害児保育・特別支援教育・障害者生活支援・障害者福祉サービス担当者と連携を取りながら、個々のケースの支援コーディネートを実施する。

発達支援室 室長 保健師	健康推進課	母子保健担当保健師	乳幼児健診・療育
	子育て支援課	保育園担当主幹	障害児保育
	学校教育課	指導主事	特別支援教育
	商工観光課	労政担当主幹	障害者就労
	社会福祉課	精神保健福祉士	障害者生活支援

発達支援室は、障害のある人への支援を行う関係課（関係5課）との定期的な連携会議と各課の実施する事業を各課が連携を取りながら実施している。

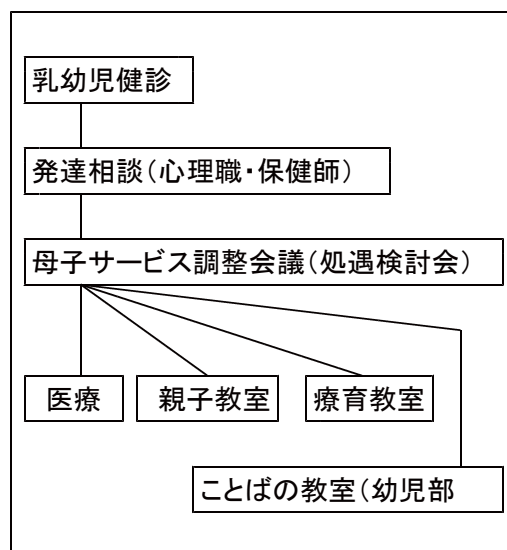
健康福祉部	社会福祉課	関係課長会議	5課長会議	母子サービス調整会議
	発達支援室			虐待防止支援ネット・特別支援会議（副園長）
	保健政策課			就労支援検討会議（企業・福祉・教育・保健）
	子育て支援課			特別支援教育コーディネーター会議・専門家チーム 巡回相談員会議
産業建設部	商工観光課			
教育委員会	学校教育課			

2. 早期発見

(1) 健診における発見とフォロー体制

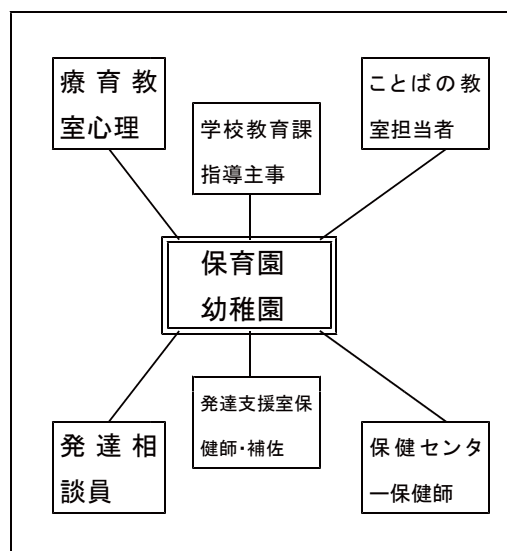
〈4 か月 10 か月 1 歳 6 か月 2 歳 6 か月 3 歳 6 か月児健診〉

乳幼児健診により何らかの支援が必要な子どもが発見されたら、心理職と保健師による発達相談を実施する。この発達相談後、母子サービス調整会議（母子担当保健師発達相談担当心理・療育担当心理・ことばの教室担当・発達支援室）による、処遇検討会を行う。今までは、それぞれの担当者の判断で処遇を決めていたが、発見から支援の体制をスムーズに行うため、関係機関担当者が集まり検討し、保護者の了解を得た上で、支援を実施する。



(2) 保育園・幼稚園における発見とフォロー体制

保育園・幼稚園では、市発達支援システムにおいて、園を支える仕組みができてある。各園に子どものことを検討する園内委員会が設置されており、窓口は副園長（コーディネーター）が行い、定期的に園に専門家が訪問し、子どもの観察と保育士・幼稚園教諭と話し合い、園でのかかわりや保護者への対応、専門機関の活用等について相談をする。そのことにより、健診後は各園で支援の必要な子どもの発見がなされており、スムーズに療育機関等に繋がっている状況である。



3. 早期支援

(1) 早期療育の体制

〈親子教室（集団指導）〉

1 歳から 3 歳までの比較的障害の程度の軽い子どもと母親との親子遊びを中心に関わる。子ども支援と親支援を行う。

〈療育教室（個別・集団）〉

1 歳から就学前まで、比較的障害の重い子どもの集団指導を行う。心理職が中心となり、個々の個別支援計画に基づいて集団指導を行う。また、子どものニーズと保護者の状況に応じて、個別で対応する場も設定している。大学教員のスーパーバイズを受けながらの支援である。

(2)早期教育の体制

〈ことばの教室幼児部〉

3歳から就学前までの子どもを、コミュニケーションを中心に支援している。

軽度発達障害の子どもは、ことばの教室での小集団指導をも交えながら支援を行う。

(3) 保育園・幼稚園における支援体制

市内、保育園・幼稚園における何らかの障害のある子どもへの支援は、障害児保育と園への専門家巡回指導、保育士・幼稚園教諭障害児研修会等により行っている。園支援のコーディネーターは発達支援室が担っており、園からの相談は発達支援室に連絡すれば 発達支援室が関係機関と調整を行い、園訪問等を行い支援を開始する。

園の窓口は副園長であり、月に1回保育園・幼稚園の副園長会を発達支援室が開催し、園における個別指導計画の作成や実施、評価について、個々の子どもの支援について検討している。

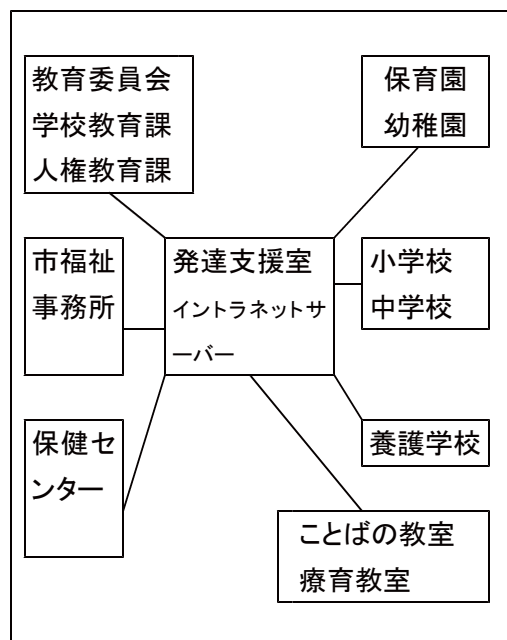
4. 切れ目のない連携とツール

(1)個別指導計画

湖南省発達支援システムの大きなねらいは、生涯にわたる一貫した支援である。一貫した支援のツールとして、個別指導計画作成を市の条例によって義務づけているのである。療育の段階から、保育園・幼稚園・小学校・中学校まで作成される。高校へは保護者の了解の下、この計画書により引き継ぎがなされる。養護学校においては、市の作成された個別指導計画で支援の引き継ぎがなされていく。文書のための引き継ぎではなく、必ず学校教育課指導主事もしくは発達支援室担当者が同席する中で引き継ぎが行われていく。

(2)湖南省発達支援ITネットワーク

市内に分散する各機関と家庭とを結んだ密接な情報 交換を、乳幼児期から学齢期、就労までつなげるイントラネットモデルである。特徴的な機能は、「子どもの個別の会議室」での教育相談の積み上げである。この会議室では、担任には現在担当している子どもの個別の会議室のみが表示され、発達支援室やことばの教室等との会議がなされていく。会議の教育相談内容は、該当の保護者に開示することを前提としている。また、各機関の電子会議室があり、関係機関との連携が容易にできる。文献や身近な研修 会の情報も得られたり、個別指導計画の各様式をダウンロードし印刷でき、指導のためのワークシートも取り出したりもできる。



5. 障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する条例

この条例は、障害者自立支援法と発達障害者支援法を融合させ、障害のある人への支援につき、市・市民・事業者等の責務を明確にし、発達支援システムを市の約束として位置づけたの

である。早期発見及び発達支援、就労支援、生活支援、支援を広げるための施策等を明確にした画期的な条例といえる。この条例内容を、真摯に受けとめ実施されていけば、湖南省に住民人々は生きがいを持って自立していけると考える。

6. 現状における成果と課題

早期発見、早期発達支援、特別支援教育はシステムに乗っての支援が確立しだしてきている。今後、高校や大学、就労等の支援の充実が課題である。障害者就労支援検討会を軸に、発達障害者も含め障害のある人の就労支援の在り方を施策として確立していくことが重要である。

(藤井茂樹)

学びの支援センターを核とした支援システム

ー保育支援シートの作成とことばの教室と幼稚園の連携ー

人口：1,525,839	出生数：12,280
保育所数：189（公 80・私 109 内訳）	幼稚園数：149（公 51・私 98 内訳）
小学校数：169	中学校数：83 分校 2

1. 統括・調整機能

(1)教育委員会

18 年度、幼稚園の園内支援体制モデル事業を垂水区において実施している。

このモデル事業は垂水区 4 園に対し、学びの支援センター専門相談員が気がかりな幼児の保育について、幼稚園に対し保育助言を行い、通級指導教員の巡回相談に対する助言を行うことを出発点とした統合保育の在り方と支援を行おうとするものである。

神戸市はきこえとことばの教室を 7 カ所の小学校に設置し、それぞれに幼児のことばの教室を併せて配置した。この幼児ことばの教室の担当者が子どもの問題の分析を行い、通級指導教室用の「個別の指導計画」と項目毎の課題解決シートとしての「個別支援シート」を作成し、これをもとに「保育支援シート」として整理する。これにより、この支援から幼稚園全体の保育支援として実施している。また、モデル園 4 園がそれぞれの研究テーマを立ち上げ、「通級の支援システムと幼稚園の統合保育実践」を推進している。

(2)こうべ学びの支援センター

LD、ADHD、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒の早期の実態把握ときめ細やかな指導の実施と具体的実際の学校支援を行うため、平成 14 年度より大学院生等を教育補助者として小・中学校に配置し、また、専門家による巡回相談を行ってきた。さらに、平成 16 年 4 月より、特別支援教育の推進体制をさらに強化するため、「こうべ学びの支援センター」を開設し、推進体制の整備を図った。それは、全ての学校に校内委員会を設置し、特別支援教育を推進するリーダー（コーディネーター）を配置する。こうべ学びの支援センターは、小・中学校、関係機関及び保護者と連携し、相談・アセスメントの結果をもとに、各学校に巡回指導員等を派遣し、校内委員会で作成される個別の教育支援計画や具体的な指導方法等についての支援を進める。

運営体制は①指導主事 2 名 ②専門相談員 3 名 ③巡回相談員 10 名 ④医療教育相談担当員 7 名で当たっている

2. 早期発見

(1)保健指導・相談

母子健康手帳の交付と別冊「すくすくハンドブック」により妊娠及び乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報を提供。また、保健師による全新生児を対象に新生児訪問指導を実施、また、出産間もない母親への支援として「産後ホームヘルプサービス」を開始。さらに、ハイリスク妊婦や低体重児、未熟児等の健康訪問指導も実施している。

(2)健康診査

妊婦を対象とした妊婦健康診査と乳幼児を対象とした4か月児健康診査、9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査がある。乳幼児健康診査では、要経過観察児を対象にフォロー健診と要精密検査児を対象に精密検査がある。その他、出生直後に実施する先天性代謝異常等検査がある。歯科検診は1歳6か月児健診及び3歳児健診の際に実施している。

健診受診率は全ての健診において90%半ばを維持しており、政令指定都市の中でもトップクラスである。

3. 早期支援

対象者別の支援として、多胎児の子育て教室、要観察児を対象にした要フォロー児の子育て教室、障害児の子育て教室などが行われている。

4. 連携とツール

こうべ学びの支援センターが核となり、通級指導教室（幼児ことばの教室）と幼稚園の連携が推進されている。この連携に欠かせないツールとして、「個別の指導計画」と「保育支援シート」が作成されている。「保育支援シート」には、子どもの課題点、子どもの理解ととらえ方、チェックリスト、支援方法、評価、考察の欄が設けられている。さらにこのシートや専門相談員・巡回相談での助言等を参考に、統合保育実践に向けての教材や環境の工夫を行っている。

5. 子育て支援(保護者支援)

子育てに関する保健サービスと福祉サービスを一体的に提供するため子育て支援室が設置されている。ここでは健診受診後の相談が増加の一途という。また健診未受診児対策を行っており、結果として受診率は政令指定都市のトップクラスにまで上昇した。

また、親子グループ療法を取り入れ、親子関係を適切に築けない家庭を対象に親子関係の修復や適切な育児行動の支援を実施している。さらに、虐待を予防するため各区毎に「子育て支援ネットワーク」を設置し、子ども家庭センターとの連携を図っている。

6. 社会基盤の充実

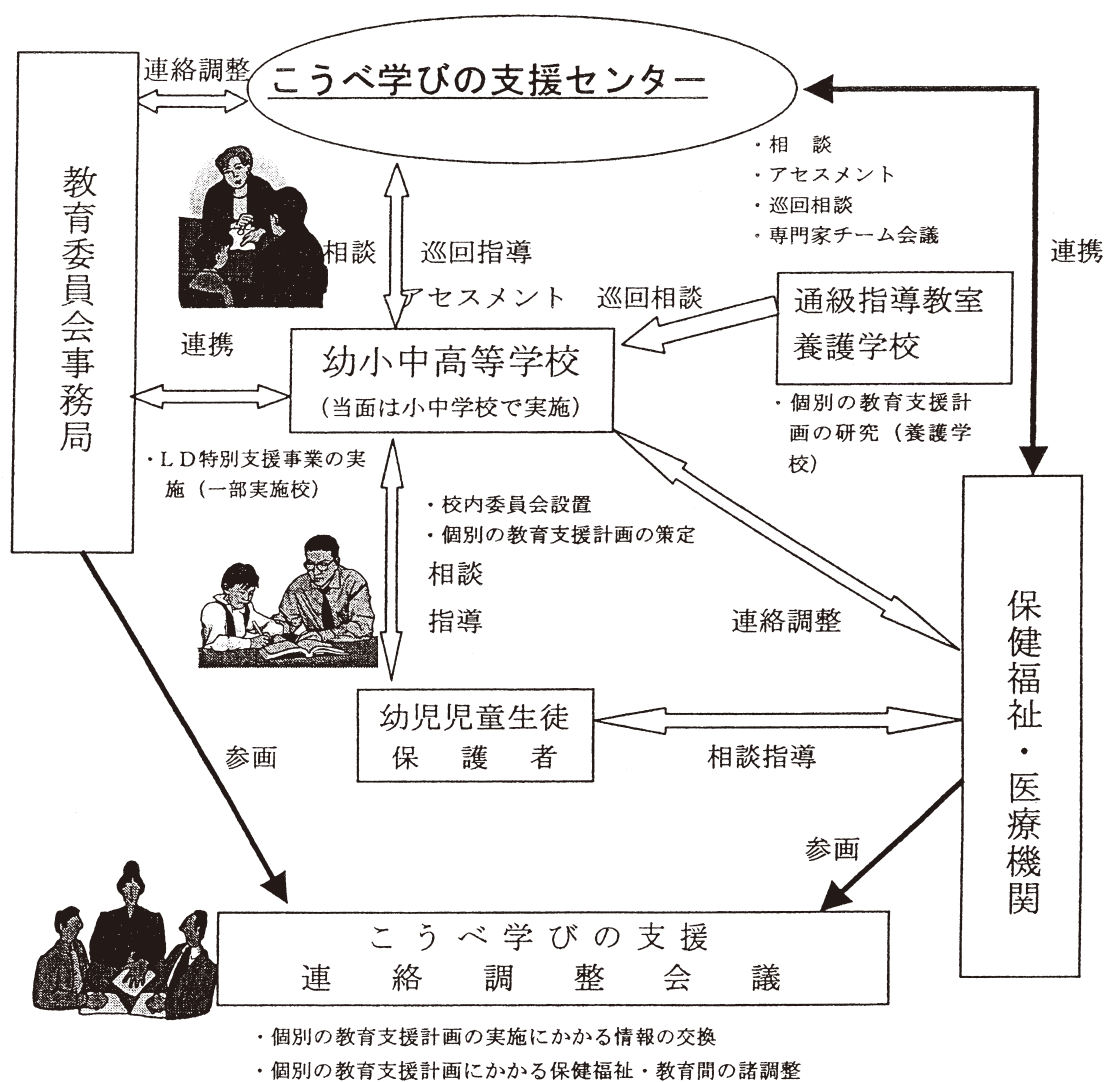
平成16年から、母子保健情報システムを稼働している。母子保健事業は対象が妊娠期から就学後まで長期に渡り、内容も健康面から子育て支援まで多岐にわたる。こうしたことから、システムが重要と考えられていた。これにより、神戸市における母子保健の現状を的確に捉えることが可能となり、市民サービスの充実と子育て支援の新たな展開への利用が期待される。

7. 現状の成果と課題

市全体としては、子ども家庭センターや発達支援センターと連携をとりながら、子どもや保護者への支援を行っている。教育として、すでに体制ができていた神戸市きこえとことばの教室担当者による巡回相談の実施と保育支援シートをツールとした幼稚園の保育力量の向上は、保育者の気づき（子どもを見る目）を育てる成果を確実に上げている。今後、個々のニーズと具体的な保育実践の積み上げにより、さらに保育者の力量を向上することが、統合保育の成果を発信できることに繋がっていくのではないかとと思われる。

（ 後上鐵夫・藤井茂樹 ）

図1 神戸市特別支援教育推進体制



4-9 鳥取県倉吉市

福祉課を中心に保健・福祉・教育が連携した 発達支援の取り組み

人 口：53,175

出生数：450

保育所数：25（公立 12 私立 13）

幼稚園数：3（私立 3）

小学校数：14

中学校数：5

1. 統括・調整機能

(1) 福祉部門に発達障害担当を配置

福祉課に発達支援担当の保健師を配置する。行政内部の保健、福祉、教育の連携。生涯を通したケアマネジメントや地域ネットワークづくりに取り組んでいる。発達障害児等の早期発見と早期療育・教育環境の整備・継続した相談、支援体制の整備・保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携とネットワークづくり・子どもや家庭への支援に努める部門である。

福祉課(障害福祉・児童福祉)

保健師(マネジメント)

療育・障害児保育(発達支援)

健康支援課(母子保健)

乳幼児検診・5歳児健診

(早期発見)

学校教育課指導主事

(特別支援教育)

LD・ADHD・高機能自閉症等の
支援

2. 早期発見

(1) 乳幼児健診

① 1歳6か月児・3歳児健診

それぞれの健診において、健診追加問診票を活用し、保健師が子どもの行動発達チェック（観察）を実施する。この行動観察終了後、母親から問診をとる。健診時、ロビーにて絵本の読み聞かせをしたり、地域子育て支援センタースタッフによる親子遊びを実施したりする。あわせて、子育てに関する相談をも行っている。

② 5歳児健診

市内保育園、幼稚園の保育士・幼稚園教諭による5歳児（年中クラス）の園児全員に対し、発達行動チェックを実施する。チェック実施後、すでに支援を行っている園児を除いて、市福祉課発達支援担当保健師に連絡する。連絡を受けた保健師は、園からあがってきた5歳児の状況を保育士等と確認しながら、5歳児健診にくる園児を決定していく。この5歳児健診は、集団健診ではなく、5歳児発達相談の形で実施している。

(2) 健診後のフォロー

医療機関の紹介、事後の健診案内、保健所による発達クリニックの紹介、保健師による訪問・電話確認・保育園等での様子確認、親子集団遊び教室（にこにこ教室）を紹介している。

(3) 保育園・幼稚園等における発見とフォロー体制

倉吉市の保育園入所児童の割合は、0歳 13 %、1歳 45.3 %、2歳 58.8 %、3歳以上 91.1 %であり、5歳になると 96.9 %と高くなり、ほとんどの家庭の子どもは保育園を利用している。乳幼児検診での早期発見だけではなく、保育園による気づきから早期支援を実施することにより、もれなく障害のある子どもの発見が可能となり早期発達支援に繋げることがで